

発注関係事務の運用に関する指針 改正案 概要 1/2

I. 本指針の位置付け (略)

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

★本改正において、新規に追加・修正するもの

- 各発注者は、工事及び業務及びについて、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成後の各段階で発注関係事務を適切に実施。
- 生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階においてICTを積極的に活用し、官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライン化等を実施 ★

1 工事

1-1 工事発注準備段階

- 測量、地質や地盤、自然環境、工事影響範囲の用地などの工事の施工に必要な情報を適切に把握。その際、BIM/CIM、3次元データ、情報共有システム等ICTを積極的に活用。★
- 現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容と整合。
- 発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示。その際、当該条件は設計変更の対象となる旨も明示。★
- 工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を確保できるよう、適切に作成された設計図書に基づき、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行い、予定価格を設定。
- 工事の内容を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定。★
- 施工時期の平準化のため、発注見通しの統合・公表の実施、繰越明許費・債務負担行為の活用、取組事例等の情報共有 ★

1-2 工事入札契約段階

- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用を図る等、発注者と競争参加者等の負担軽減等に配慮。★
- 所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち工事量の制限など、工事の品質確保に向けた施策を検討。★
- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底。

1-3 工事施工段階

- 建設業法違反と疑うに足りる事実があるときは、下請業者等も含め、工事中の施工状況を確認の上、建設業許可行政庁等に通知。★
- 下請業者に対する現金での適切な賃金の支払いを呼びかけ。★
- 労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。★
- 受注者が熱中症対策や寒冷対策の実施や、快適トイレの設置などに取り組みやすいよう環境を整備。
- ICT建機等の積極的な導入を促し、作業の効率化を積極的に実施。★
- 工事に関する情報の可視化・集約化を図るため、BIM/CIM や3次元データ等を積極的に活用。★

1-4 工事完成後

- 発注者は、ICTを積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。★
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有するものを活用。
- 公共工事の目的物を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施。その際、3次元データやICTの活用を推進。★

1-5 その他

- 競争参加者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関するICT活用の推進、書類、図面等の簡素化・統一化を図る。★

3 発注体制の強化等

3-1 発注体制の整備等

- 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと思われる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備。

3-2 発注者間の連携強化

- 各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努め。その他の入札契約制度に係る要領等についても、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。★
- 各発注者は、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を実施。★

2 業務 ★

2-1 業務発注準備段階

- 測量、地質や地盤、自然環境などの業務の履行に必要な情報を適切に把握。その際、BIM/CIM、3次元データ、情報共有システム等ICTを積極的に活用。★
- 現場の実態に即した履行条件の明示等により、適切な設計図書を作成するとともに積算内容と整合。
- 業務から工事までの一連の情報の可視化・集約化を図るため、BIM/CIM や3次元データ等を積極的に活用。★
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする歩切りは不可。★
- 経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げも不可。★
- 業務の内容や、規模、方法等を踏まえ、業務の履行に必要な日数のほか、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数等を考慮して適切な履行期間を設定。★
- 履行期限等の平準化のため、発注見通しの統合・公表の実施、繰越明許費・債務負担行為の活用、取組事例等の情報共有。★

2-2 業務入札契約段階

- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用し、競争参加者等の負担軽減等に配慮。★
- 発注者は、発注する業務の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、技術提案を要求。★
- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な活用を徹底。★

2-3 業務履行段階

- 設計条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された履行条件と実際の条件が一致しない場合等、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間を変更。★
- 労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて受注者の指導が図られるよう、関係部署と連携。★
- 受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努めると共に、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ連携基盤の構築に努める。★
- 情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システム等の活用を推進。★

2-4 業務完了後

- 発注者は、ICTを積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。★
- 地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認。
- 情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用を推進。★

2-5 その他

- 競争参加者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関するICT活用の推進、書類、図面等の簡素化・統一化を図る。★

発注関係事務の運用に関する指針 改正案 概要 2/2

Ⅲ. 災害時における対応 ☆

☆本改正において、新規に追記・修正するもの

1 工事

1-1 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の緊急対応にあたっては、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定することが重要。★
- 災害時における入札契約方式の適用にあたっては、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争入札等を適用を検討。★

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

- 災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、被災の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を検討。★
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。★
- 調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。★
- 低入札による受注は、工事の手抜き、下請けのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、指名者数にこだわらず確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。★
- 災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・管理など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進PPP方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。★
- 復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI方式）等の技術提案・交渉方式を適用。★

2 業務

2-1 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の災害状況把握や復旧にあたっては、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な業務の履行が可能な者を短期間で選定することが重要。★
- 災害状況把握や災害復旧における入札契約方式の選定にあたっては、業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争入札等の適用を検討。★

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

- 発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実状に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を検討。★
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。★
- 遠隔地から資機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。★
- 低入札による受注は、業務の手抜き、再委託のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。★
- 災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進PPP方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。★
- 復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI方式）等の技術提案・交渉方式を適用。★

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携等

- 災害応急対策や災害復旧に関する工事及び業務等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体・業務に関する災害時の履行体制を有する各種団体等と、災害対応に関する工事及び業務の実施や契約方式・支払いについて協定を締結等、必要な措置を講ずる。★
- 災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても地域内における発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。★

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 各発注者は、工事の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

2 業務

- 各発注者は、業務の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。★

Ⅴ. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務 ☆

- 受注者は、契約された工事及び業務を適正に実施。★
- 下請契約を締結するときは、労働条件、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結。★
- 技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、法令違反をしている建設業者等の工事及び業務からの排除及び当該建設業者等への指導を徹底。★
- ICT等を活用した工事及び業務の効率化による生産性の向上に努める。★
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。★

2 その他

- 本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、解説資料を作成予定。